

大府市配食サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者及び重度の身体障がい者（以下「要援護高齢者等」という。）に対し、食事の自宅等への配達（以下「配食」という。）を行うことにより、要援護高齢者等の日々の安否の確認及び健康の増進を図り、福祉の向上を目的とする大府市配食サービス事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている要援護高齢者等のうち、当該要援護高齢者等の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するものとする。

65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯であって、老衰、心身の障がい、傷病等の理由により買い物又は食事の調理が困難なもの

重度の身体障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯であって、心身の障がい、傷病等の理由により買い物又は食事の調理が困難なもの

その他市長が必要と認めたもの

(事業の内容)

第3条 市長は、第5条の規定により配食の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、原則として毎日配食する。

2 配食は、夕食のみとする。ただし、他の事業により食事の提供を受けた者に対しては、配食しない。

3 市長は、事業の実施に当たり、事業を業者又は個人に委託することができる。

(申請)

第4条 配食を受けようとする者は、配食サービス利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、食に関する生活状況の把握（食の自立に関するアセスメント）を実施し、速やかに、他のサービスとの調整を含め審査し、適当であると認めるときは、配食サービス利用決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めるときは、配食サービス利用申請却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(食関連サービスの利用調整)

第6条 市長は、利用者について、おおむね3か月から6か月ごとにサービスの実施状況、利用者の状態等を確認するものとする。この場合において、必要であると認めるときは、食に関するサービスの再調整を行い、配食内容に変更があったときは、配食サービス利用変更通知書（第4号様式）により、利用者へ通知しなければならない。

(利用者負担及び助成額)

第7条 利用者は、食事の実費相当額を負担するものとし、市長は、利用者に対して、配達に要する費用を助成するものとする。

(利用の取消及び辞退の届出)

第8条 利用者は、第2条各号の規定に該当しなくなったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(利用の取消通知)

第9条 市長は、前条の規定による届出があった場合は、速やかに、配食サービス利用取消通知書(第5号様式)を利用者に交付する。ただし、利用者の死亡等、通知書の交付が不相当であると認めた場合は、省略することができる。

(サービスの中止)

第10条 配達業者は、災害発生時及び暴風雨警報発令時など、この事業に従事するものの安全が確保できないと判断した場合は、市長及び当該利用者又はその緊急連絡先と協議し、第3条に規定するサービスを中止することができる。

(関係機関との連携)

第11条 市長は、事業を実施するに当たり、常に地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、民生児童委員その他の関係機関又は関係者との連携を密にしなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和51年8月1日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は昭和55年6月1日に一部改正し、昭和55年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は昭和57年4月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この要綱は平成3年4月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この要綱は平成5年4月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年5月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大府市給食支給事業実施要綱第3条第2項の規定は、平成10年5月6日から適用し、同日前の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。